

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成30年10月3日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成30年10月3日(水曜日)

午前9時58分開議

午前11時29分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第10号 熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 平成30年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第19号 平成30年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第20号 平成30年度海岸事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 平成30年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金について

議案第22号 平成30年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第23号 工事請負契約の変更について

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の締結について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第29号 県道の路線認定について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

議案第34号 専決処分の報告及び承認について

議案第35号 専決処分の報告及び承認について

議案第36号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第37号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第38号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第39号 専決処分の報告及び承認につ

いて

議案第40号 専決処分の報告及び承認につ

いて

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第32号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

② 新たな広域道路交通計画の策定について

③ 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の進捗状況について

④ 「くまもと マイ・リバー・サポート事業」の拡充について

⑤ 熊本県住宅供給公社の清算終了について

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 河 津 修 司

委員 城 下 広 作

委員 井 手 順 雄

委員 森 浩 二

委員 山口 裕
委員 山本 伸 裕
委員 高島 和 男

欠席委員(なし)
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮部 静 夫
総括審議員
兼河川港湾局長 永松 義 敬
政策審議監 平井 宏 英
道路都市局長 上野 晋 也
建築住宅局長 上妻 清 人
首席審議員
兼監理課長 藤本 正 浩
用地対策課長 馬場 一 也
土木技術管理課長 田尻 雅 裕
道路整備課長 亀崎 直 隆
道路保全課長 勝又 成 也
都市計画課長 坂井 秀 一
下水環境課長 渡辺 哲 也
河川課長 竹田 尚 史
港湾課長 松永 清 文
砂防課長 中山 雅 晴
建築課長 松野 秀 利
営繕課長 重松 隆
住宅課長 小路 永 守

事務局職員出席者

議事課主幹 岡部 康 夫
政務調査課主幹 福田 孔 明

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしましたので御報告いたします。

まず、さきの補欠選挙で当選され、議長指名により、新たに本委員会の委員に井手委員が選任されましたので、一言御挨拶をお願いします。

○井手順雄委員 出戻りの井手でございます。よろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。議案等については、執行部の説明を求めた後に質疑を受け付けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

それでは、今定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御報告いたします。着座にて御説明をさせていただきます。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、去る9月27日に事業計画に係る国土交通大臣認可を取得いたしました。

これを受け、10月5日に事業計画決定の公告を予定しているところでございます。

今後は、仮換地指定を目指して権利者との合意形成を図るとともに、引き続き、土地区画整理事業を初めとした益城町の復興にしっかりと取り組んでまいります。

次に、災害公営住宅につきましては、12市町村で整備が予定されている1,733戸のうち、これまでに約9割で事業着手しており、本年度中には、全ての団地につきまして事業に着手し、635戸の完成を目指しています。

引き続き、災害公営住宅の早期整備に向けて、市町村としっかり連携し、取り組んでまいります。

八代港のクルーズ拠点整備につきましては、8月と9月に、蒲島知事によるトップセールスを実施いたしました。

8月には中国上海でロイヤル・カリビアン社中国・北アジア担当の劉総裁と、9月にはマイアミの同本社でマイケル・ベイリー社長と面会し、八代港へのクルーズ船の寄港数増加や同社による施設整備の加速化等について、知事みずから働きかけを行いました。

2020年4月のクルーズ拠点の供用開始に向け、引き続き、国、ロイヤル・カリビアン社と連携し、着実に取り組みを進めてまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成30年度補正予算関係議案1件、条例等関係議案21件でございます。

初めに、補正予算の概要につきまして御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、台風7号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨等により発生した災害復旧事業や大規模漂着流木対策のほか、過年度発生災害復旧事業における国の再調査に伴う災害復旧費の増や大阪府北部の地震を契機としたブロック塀の倒壊対策費用等として、47億7,600万円余の増額補正を計上しております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正1件、公共事業に係る市町村負担金について5件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約の変更4件、県道の路線認定について1件、専決処分の報告及び承認について9件の計21件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定についての専

決処分の報告についてなど、4件について御報告させていただきます。

また、その他の報告事項につきましては、熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況についてなど、5件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願います。

今後とも、復旧・復興事業等の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして、建設常任委員会説明資料1冊、経営状況を説明する書類2冊を準備しております。また、その他報告事項としまして5件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成30年度9月補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、台風7号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨等により発生した災害復旧事業や大規模漂着流木対策のほか、過年度発生災害復旧事業における国の再調査に伴う災害復旧事業費の増や大阪府北部において発生した地震を契機としたブロック塀の倒壊対策費用等を計上しております。47億7,600万円余の増額補正を計上しております。

上の表、2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で補助事業として7億6,900万円余、県単事業として4億1,300万円

余、災害復旧事業で補助事業として31億2,800万円余、県単事業として1億4,600万円余、投資的経費計としまして44億5,800万円余の増額となります。消費的経費としまして3億1,700万円余を計上しており、一般会計計としましては47億7,600万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成30年度9月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課の補正額とともに、右側に今回の補正額の財源内訳を記載しております。

今回補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

国庫支出金が30億3,800万円余、地方債が13億500万円、その他が300万円余、一般財源が4億2,900万円余の増額でございます。

今回の補正において特別会計の計上はございません。

以上が土木部の9月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○勝又道路保全課長 道路保全課です。

資料の3ページをお願いいたします。

当課関係の補正予算について御説明いたします。

2段目の単県道路修繕費で3億400万円余を計上しております。これは、7月の豪雨等による道路の崩土除去等に要する経費です。

4段目の道路舗装費で3億8,400万円余を計上しております。これは、舗装の老朽化により劣化が著しい箇所の補修に要する経費です。

以上、最下段に記載のとおり、補正前計154億8,200万円余に対し、補正額計6億

8,900万円余、補正後合計161億7,200万円余となります。

道路保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料の5ページをごらんください。

上から2段目の河川等災害関連事業費で5億7,700万円余を計上しています。これは、平成28年度の熊本地震により被災した南阿蘇村三王谷川ほか2カ所について、災害復旧事業とあわせて行う改良復旧事業に要する経費です。事業採択後の物価変動や工法変更に伴い増額となる事業費分が、7月に行われた国の再調査により認められたため、増額補正をお願いするものです。

次に、上から4段目の海岸環境整備事業費で2,700万円余を計上しています。これは、7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨により、荒尾海岸ほか1海岸に漂着した流木等の除去に要する経費です。

次に、下から4段目の過年発生国庫補助災害復旧費で20億6,000万円余を計上しています。これは、平成28年度の熊本地震及び豪雨等により被災した公共土木施設の復旧に要する経費で、最初に御説明しました河川等災害関連事業費と同様に、国の再調査により事業費の増額が認められたことに伴い、増額補正をお願いするものです。

次に、現年発生国庫補助災害復旧費で9億8,500万円余を計上しています。これは、ことしの7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨等により被災した公共土木施設の復旧に要する経費です。

次に、最下段の災害復旧事業設計調査費で1億900万円余を計上しています。これは、公共土木施設災害復旧箇所の災害査定設計書作成に必要な調査、測量設計に係る経費です。

以上、河川課の補正額の総計は、資料の6

ページの最下段のとおり、37億6,000万円余となり、補正後の合計額は313億4,000万円余となります。

河川課は以上です。

よろしくお願いたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の7ページをごらんください。

まず、上から2段目の海岸環境整備事業費で1,400万円余を計上しております。これは、7月5日から8日にかけての梅雨前線豪雨により、長洲港海岸に漂着した流木等の撤去に要する経費でございます。

次に、上から5段目の過年発生国庫補助災害復旧費で8,200万円余を計上しております。これは、平成28年熊本地震の被災箇所における港湾施設の復旧に要する経費で、ことし6月に実施された国の再調査による災害査定額の増額に伴い、今回補正を行うものです。

次に、下から4段目の現年単県災害土木費で1,000万円を計上しております。これは、補助災害復旧事業の採択要件を満たしていない、7月3日の台風7号による田浦港の港湾施設の災害について復旧を行うものです。

最下段のとおり、補正額総計は1億700万円余となり、これを加えた港湾課の一般会計の補正後の予算額合計は75億2,700万円余となります。

港湾課は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

資料の8ページをごらんください。

上から1段目の砂防費で、平成30年7月の梅雨前線豪雨等による土砂災害の対応として、早急に必要な1億7,900万円余の増額を計上しております。

内訳としては、まず、2段目の単県急傾斜地崩壊対策費で1,100万円余を計上しており

ます。これは、南関町笛鹿2地区での豪雨により被災した急傾斜地崩壊箇所の被害拡大防止対策に要する経費でございます。

次に、上から3段目の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費で1億5,000万円を計上しております。これは、玉名市逆川1地区ほか4カ所において、豪雨により被災した箇所の崖崩れ防止対策を行う市町村に対する助成に要する経費でございます。

最後に、単県砂防施設維持管理費で1,800万円を計上しております。これは、球磨村川内地区での豪雨により被災した既設の砂防施設の機能維持に要する経費でございます。

以上、最下段合計のとおり、今回の補正額を加えた砂防課の補正後の予算額は161億3,000万円余となります。

砂防課は以上です。

よろしくお願いたします。

○松野建築課長 建築課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の建築基準行政費でございますが、1,296万円を計上しております。これは、大阪府北部の地震によるブロック塀倒壊事故を踏まえ、市町村と連携の上、国の社会資本整備総合交付金を活用し、民間の危険なブロック塀等の撤去を推進するための経費です。県が補助を行うことで、市町村が設定する上限額を引き上げ、所有者の負担を軽減するものでございます。

建築課の補正後の予算総額は8億1,029万7,000円となります。

建築課は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

10ページをお願いします。

県営住宅災害復旧費でございますが、2,600万円余を計上しております。これは、熊本地震で被災しました県営住宅外構の災害

復旧事業に要する経費でございます。

この事業につきましては、平成28年度に予算計上しておりましたが、入札不調等により平成29年度末までに契約ができず、県予算上の事故繰越ができないことから、平成30年度予算として計上するものです。これにより、住宅課の補正後の予算額は、最下段のとおり、49億5,800万円余となります。

住宅課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

11ページをお願いいたします。

平成30年度繰越明許費でございます。

一般会計につきまして2億4,200万円の設定をお願いしております。これは、平成30年2月定例会において議決された工事請負契約である御船甲佐線田口橋28年災害復旧上部工工事において、橋桁を製作中であつた広島県尾道市の工場が平成30年7月の西日本豪雨により被災したため、年度内での工事完了が見込めないことが明らかになったため、今定例会で繰越明許費の設定が必要となったものでございます。

監理課からは以上でございます。

○松野建築課長 建築課でございます。

13ページをお願いします。

議案第10号、熊本県建築基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

14ページの概要により御説明いたします。

これは、建築基準法の改正に伴い、文言の修正及び条項ずれが生じていることから、関係規定を整理するものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、条例の公布の日としております。

建築課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

15ページをお願いいたします。

県が施行する公共事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

市町村負担金につきましては、議案第18号から議案第22号まで5件の議案を御提案しておりますが、複数の課の事業で構成されておりますので、監理課から一括して説明いたします。

今回の提案に当たり、市町村に対しましては、事業計画を説明し、負担金に係る同意を得ておりますことを報告いたします。

議案第18号、平成30年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

道路改築事業等3つの事業につきまして、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村の負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、16ページをお願いいたします。

第19号議案、平成30年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村の負担分を定めるものでございます。

昨年度からの変更点は、事業名の欄の5の球磨川上流流域下水道維持管理事業の資本費について、昨年度7,100万466円が今年度7,086万2,321円となっております。これは、平成29年度に関係市町村と締結している維持管理に要する費用の負担金等に関する覚書に基づくものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第20号、平成30年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等4つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

ません。

次に、18ページをお願いいたします。

議案第21号、平成30年度地すべり対策事業の経費に対する市負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業について、地すべり等防止法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市負担分を定めるものでございます。昨年度と負担内容に特段の変更はありません。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第22号、平成30年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）についてでございます。

1の単県街路促進事業から21ページにかけて21の事業について、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村負担分を定めるものでございます。

昨年度と負担内容に特段の変更はありませんが、20ページの14から19の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業につきましては、29年度は事業がなかったため、昨年度は提案を行ってない事業でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

議案第23号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、24ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、高野台災害関連緊急地すべり対策（土工）工事。工事内容は、掘削工、盛土工及び法面整形工。工事場所は阿蘇郡南阿蘇村河陽地内。請負契約締結日は平成29年11月2日。請負業者は、藤本・杉本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。変更契約工期については、平成30年11月15日までを平成31年3月

22日までに変更するものです。また、変更契約金額については、5億8,394万4,987円を6億2,404万2,396円に変更するもので、4,009万7,409円の増額となります。工期変更の理由としましては、地すべり排土等工事数量の増に伴う工期の延長を行うものです。金額の変更理由としましては、地すべり排土の増工等に伴う増額を行うものです。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議案第24号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、26ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、立野川1他28年災害関連緊急砂防（堰堤工）工事他合併。工事内容は砂防堰堤工2基。工事場所は阿蘇郡南阿蘇村立野地内。請負契約締結日は平成29年11月9日。請負業者は、味岡・藤本・熊阿復旧・復興建設工事共同企業体。変更契約工期につきましては、平成31年1月7日までを平成31年3月22日までに変更するものです。また、変更契約金額については、8億511万7,649円を8億1,078万4,411円に変更するもので、566万6,762円の増額となります。工期の変更理由としましては、他工事との工程調整及び作業員や資材の確保に時間を要したこと等に伴う工期の延長を行うものです。金額の変更理由としましては、建設発生土の搬出先の変更等に伴い、増額を行うものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

議案第25号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、熊本工業高校実習棟（第一期）改築工事。工事内容は、実習棟が鉄筋コンクリート造、4階建て、延べ面積6,891平方メー

トル、渡り廊下が鉄骨造、2階建て、延べ面積29平方メートルの建設でございます。工事場所は熊本市中央区上京塚町5番1号地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成32年2月3日まで。契約金額は14億3,640万円。契約の相手方は、岩永・増永・武末建設工事共同企業体。契約の方法は一般競争入札でございます。

28ページをお願いいたします。

議案第25号の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

29ページをお願いいたします。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

なお、本事業は、校舎新・増改築事業として、老朽化した実習棟の建てかえを行うことから、施工計画の提出を求める基本型で実施しており、施工計画として、品質確保、施工上の課題対応及び安全確保の課題を設定し、提出された技術申請書等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定した評価値が最も高い者を落札者としました。

設定した課題は、品質確保に関して4項目、施工上の課題対応に関して2項目、安全確保に関して2項目の合計8項目です。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の建設工事共同企業体が参加し、平成30年7月12日に開札を行い、評価

値を算出しております。

その結果、技術評価点が111.20で税抜き13億3,631万9,000円の予定価格に対しまして、税抜き13億3,000万円が入札しました岩永・増永・武末建設工事共同企業体が、評価値8.3609で落札を決定しております。

続きまして、31ページをお願いいたします。

議案第26号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成29年11月定例会において議決された工事請負契約について、工期及び契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、32ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、第二高校28年地震災害復旧（管理棟他改築）工事他合併。工事内容は、管理棟、図書館棟及び渡り廊下の災害復旧工事。工事場所は熊本市東区東町3丁目13番1号地内。請負契約締結日は平成29年11月9日。請負業者は、吉永・坂口建設工事共同企業体。変更契約工期について、平成30年10月15日までを平成30年12月21日までに変更するものです。また、変更契約金額については、9億5,364万円を9億8,004万6,761円に変更するもので、2,640万6,761円の増額となります。工期の変更理由としましては、地中障害物撤去の増工、地盤改良深度の変更等に伴う工期の延長を行うものです。金額の変更理由としましては、地中障害物の撤去の増工及び地盤改良深度の変更等に伴う増額を行うものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

議案第27号、工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成30年2月定例会において議決された工事請負契約について、契約金額の変更を行うものでございます。

内容につきましては、34ページの概要によ

り説明させていただきます。

工事名は、盲学校・熊本聾学校寄宿舎その他改築工事。工事内容は、寄宿舎棟が木造一部鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積1,929.37平方メートル、調理室、食堂棟が鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積571.30平方メートル、共同教室棟が木造、平屋建て、延べ面積721.76平方メートルの建設でございます。工事場所は熊本市東区東町3丁目3番7地内。請負契約締結日は平成30年2月27日。請負業者は、三津野・竹内建設工事共同企業体。変更契約金額について、9億1,044万円を9億3,475万2,724円に変更するもので、2,431万2,724円の増額となります。金額の変更理由としましては、地中障害物撤去の増工、基礎の変更等に伴う増額を行うものでございます。

監理課からは以上でございます。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

県道の路線認定についての議案が1件、さらに、道路の管理瑕疵に関する専決処分についての議案が9件ございます。

まず、県道の路線認定に関して、説明資料35ページの第29号議案でございますが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

国が実施しています一般国道208号の玉名バイパスの事業完了に伴って発生する旧道に関するもので、1の提案理由は、路線認定を行うためには、あらかじめ議会の議決を経る必要があることから、議案を提出しております。

2の路線の概要等は、(1)に記載しておりますとおり、起点を玉名市寺田、終点を玉名市岱明町とすることから、路線名を寺田岱明線とするもので、総延長は約7.23キロとなります。

(2)の法令上の根拠は、国が定めた都道府県道の路線認定基準に基づき、道路法第7条

第1項第6号の地方開発のため特に必要な道路に該当することが法令上の根拠となります。

(3)の認定の必要性は、一般国道208号のバイパス工事により旧道となる区間であり、区間内には複数の県道の起終点があり、かつ、一般国道208号と玉名市街地を結ぶことにより環状を形成する地域の道路交通の確保上特に必要な幹線道路である状況を踏まえまして、県道としての路線認定が必要と判断するものです。

具体的には、玉名市寺田を起点として玉名市岱明町を終点とする約7.23キロを一般県道寺田岱明線として認定するものです。

県道の路線認定の説明は以上でございます。

次に、道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料37ページの第32号議案から54ページの第40号議案までの9件でございます。

まず、資料の37ページの第32号議案でございますが、詳細は、右ページの概要で説明いたします。

本件は、平成28年6月20日から翌21日にかけての豪雨の際、上益城郡益城町大字寺迫の主要地方道熊本高森線におきまして、平成28年熊本地震で生じた道路擁壁の亀裂から民地内の土砂が流出したことにより擁壁上部の家屋の傾斜が進行して、大規模半壊から全壊となったものであります。

道路管理者として、擁壁の損傷等については把握しておりましたが、被災箇所や迂回路等に関する地元からの復旧要望への対応、道路に支障となった家屋の解体等に追われ、対応がおくれ、被害が拡大した点に管理瑕疵があり、賠償責任を認めたものであります。

家屋所有者に過失を求めることが困難であることから、進行した被害額の全額に当たる496万1,869円を賠償しております。

次に、資料の39ページ、第33号議案から44

ページの第35号議案までの3つの議案でございますが、これらは、全て同じ日、同じ場所で発生した事故で、発生時刻と賠償額を除き、同様の事故でございますので、まず、事故の概要を第33号議案で説明し、第34号、第35号については、発生時刻と賠償額のみを説明いたします。

では、資料40ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年3月21日午後2時ごろ、阿蘇郡高森町大字高森におきまして、一般国道265号を普通乗用自動車が行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前輪が落下し、左前輪を破損したものであります。

事故当時は、雨天で霧が発生しており、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる3万4,938円を賠償しております。

次に、34号議案でございますが、資料の42ページの概要をお願いいたします。

本件は、午後4時20分ごろ発生し、被害額の全額に当たる4万7,278円を賠償しております。

次に、35号議案でございますが、資料の44ページの概要をお願いします。

本件は、午後5時ごろ発生し、被害額の全額に当たる2万9,376円を賠償しております。

次に、資料の45ページの第36号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年4月11日午前11時ごろ、菊池郡菊陽町大字戸次におきまして、主要地方道熊本益城大津線を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側の街路樹からの落ち枝が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる16万2,400円を賠償しております。

次に、資料の47ページ、第37号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年5月9日午後0時ごろ、玉名市天水町立花におきまして、一般国道501号を原動機付自転車で進行中、路面に生じていた穴ぼこに前後輪が落下し、後輪を破損したものであります。

運転者が前車との車間距離を十分保って運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の3割に当たる3,807円を賠償しております。

次に、資料の49ページの第38号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年5月13日午後7時45分ごろ、人吉市大畑町におきまして、一般国道221号を大型貨物自動車で行進中、進行方向左側の雑木林からの倒木に衝突し、左フェンダーミラーを破損したものであります。

運転者が前方を注視するなど一般的な注意をもって運転していれば事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の5割に当たる7万6,842円を賠償しております。

次に、資料の51ページの39号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年5月21日午後9時25分ごろ、球磨郡球磨村大字神瀬におきまして、一般国道219号を普通乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちてきた石に衝突し、フロントバンパー下部等を破損したものであります。

本件は、直撃に近い事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる256万432円を賠償しております。

次に、資料の53ページ、第40号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成30年6月15日午後4時15分ごろ、宇城市不知火町松合におきまして、一般

国道266号を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側植樹帯のワシントンアパームの落ち枝が直撃し、ルーフパネルを破損したものであります。

本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる6万4,800円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

55ページをお願いいたします。

報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

内容につきましては、56ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成29年12月5日午前10時26分ごろに菊池市旭志伊坂地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合90%で合意したものであり、損害賠償額は22万1,803円となっております。

事故の状況としましては、県北広域本部土木部工務課職員が公用車を運転中、交差点を右折した後に左ウインカーを出して車線を変更しようとした際に、左車線を走っていた相手方の車両と接触したものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

内容につきましては、58ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成30年7月10日午後1時30分ごろに菊池市七城町亀尾地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失割合100%で合意したものであり、損害賠償

額は56万9,301円となっております。

事故の状況としましては、県北広域本部土木部用地課職員が、現場の駐車場において移動を依頼された車両を運転中、クラッチ操作を誤り、駐車してあった相手方車両と接触したものでございます。

監理課からは以上でございます。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

59ページ、報告第32号の熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、お手元に配付しております冊子のほうで御説明させていただきます。冊子のほうをよろしく願いいたします。

冊子のまず1ページをお願いいたします。

平成29事業年度事業報告書でございます。

1の総括につきまして、熊本県道路公社は平成4年に設立し、上天草市松島町今泉から合津までの間において、有料道路事業を活用しながら道路建設を進め、平成14年5月、延長3.3キロメートルの松島有料道路を開通させております。

2の平成29事業年度の事業実施状況でございますが、開通後は、料金徴収業務や維持管理を行うほか、平成19年度に開通しました松島有明道路の管理業務を県から受託し、実施しております。

2ページをお願いします。

3の(1)に平成29年度の通行台数実績を示しております。年間約193万台、1日平均5,288台の利用となっております。グラフー1に示しておりますように、松島有明道路開通後の平成20年度以降は、1日平均約5,100台前後の通行があり、計画台数に対して30%を超える利用がございました。

(2)には、通行料金の収入実績を示しております。

平成29年度の料金収入は約3億5,300万円であり、グラフー2に示しておりますよう

に、平成20年度以降を平均しますと、1年に3億4,000万を超える料金収入が続いており、計画に対し約10%上回っております。

次に、3ページをお願いいたします。

4の貸付金等の償還状況です。

まず、松島有料道路事業は、政府貸付金21億5,000万円、地方公共団体金融機構借入金6億4,500万円、県出資金15億500万円、合計43億円を建設資金の財源としております。県出資金を除く長期借入金の政府貸付金と地方公共団体金融機構借入金は、平成29年度末の残額が、それぞれ5,800万円と2,300万円となっており、これらは、償還計画どおり平成33年度には完了する見込みです。

次に、4ページから7ページに貸借対照表、損益計算書、財産目録を示しております。

内容につきましては、2ページ、3ページ目で御説明しました料金収入や貸付金等の状況等を詳細に示したものでございますので、省略をさせていただきます。

次に、8ページの平成30事業年度事業計画書でございます。

1の松島有料道路の管理業務につきましては、本年度も料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。

道路施設の維持管理につきましては、橋梁の塗装や補修工事及びトンネルの補修工事等を実施する予定となっております。

2の松島有明道路及び三角大矢野道路の維持管理受託業務についてですが、これまでの松島有明道路に加え、本年5月に開通しました三角大矢野道路についても、県から道路公社が維持管理を受託し、実施してまいります。

次に、9ページの平成30事業年度収支予算書でございます。

収入としましては、通行料金や受託業務など、合計3億7,800万円余を計上し、支出としましては、一般管理費5,800万円余、業務

管理費1億5,200万円余、建設費用の償還金として業務外費用3,500万円余などを計上しております。

10ページ以降に平成29事業年度の決算付属諸表を添付しておりますが、長期借入金や償還準備金等について、平成28事業年度末と本事業年度末との増減を示しております。

資料の説明は以上でございますが、松島有料道路は、建設費用を計画どおりに償還していることなどから、道路公社の経営は安定している状況でございます。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○竹田河川課長 河川課でございます。

資料の60ページの報告第33号につきましては、お手元に配付の別冊、一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類にて説明させていただきます。

別冊書類の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成29年度事業の実施状況です。

この法人の事業は、立野ダムの建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査等を行うものです。

具体的には、南阿蘇村が策定した南阿蘇村地域整備計画に基づき村が実施する事業に対し、県及び下流域の3つの市町が事業費の助成を行うものです。

助成対象事業は、ダム周辺の道路、公園、集会施設等の整備などの15事業です。そのうち、12事業は平成21年度までに完了しており、3つの事業が残っています。

2、資金の交付につきましては、平成29年度の実績はございません。これは、熊本地震の影響もあり、残り3事業も含め、南阿蘇村が南阿蘇村地域整備計画の見直し作業を行っているためです。

3、情報交換及び連絡としましては、理事

会、評議員会のほか、南阿蘇村や国土交通省立野ダム工事事務所と南阿蘇村地域整備計画に係る意見交換会を行っています。

2ページをお願いします。

2ページからは、平成29年度の決算書となります。

2ページの収支計算書表中の左から3列目、決算額をごらんください。

収入は、財産運用益のみで9,000円余となっています。支出は、主に法人税や法人登録費用等の法人の管理に係る経費となっており、11万5,000円余となっています。

3ページをお願いします。

正味財産増減計算書の最下段にあるとおり、当年度の正味財産期末残高は3,358万1,000円余となっています。

次に、資料10ページをお願いします。

平成30年度の事業計画です。

平成30年度も資金の交付予定はなく、引き続き、南阿蘇村と意見交換等を行う予定です。特に、南阿蘇村地域整備計画の見直し作業完了に向けて、当財団としても、ワーキング会議等に参加し支援していくこととしております。

以上で一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況についての報告を終わります。

よろしくお願いいいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○森浩二委員 11ページの繰越明許費の災害復旧費のほうをもう少し詳しく説明をお願いします。

○亀崎道路整備課長 こちらの繰越明許費でございますが、予算、河川課となっておりますが、内容は、道路整備課でやっております

橋梁の災害復旧の事案になります。

先ほど説明ありましたように、田口橋でございますが、県道御船甲佐線の甲佐町でございます。緑川をまたぐ大体260メートルほどの橋梁でございます。この橋が熊本地震で被災しまして、上部工の工事をやるということになりました。この上部工は、鋼製、メタルの橋梁でございます。基本、工場で桁を製作しまして、現地に運んできて、そこでかけるといった工事でございます。

この工事につきまして、先ほど説明ありましたように、受注者の工場が広島にありますけれども、その隣接地の斜面から土砂が流入しまして、製造設備に大きな被害が発生したということでございまして、上部工の架設がスライドして、今、平成31年3月末を工期としておりますが、どうもそれまでの完成が不可能だということになってまいりました。受注者からは、労務、あるいは資材、機材といった調達計画を見直しまして、工事体制を確保することで工事のおくれを可能な限り短縮したいということで、そのために、契約約款に基づいて工事の延期について申請が出てきておるところでございます。

この田口橋のある場所というのは、大体1日12時間で言いますと6,000台ぐらいの交通量がございまして、そこを今全どめをしている状況でございまして、私どもとしまして、工場被災による工期への影響を最小限にとどめたい、一日も早く完成したいということで、今回、変更契約を行うためのその前段の手續としまして、この繰越明許費の設定を本定例会に提案させていただいているところでございます。

以上です。

○森浩二委員 変更契約をするための繰越明許費たいな、をするわけだよな、繰越明許費。

○亀崎道路整備課長 まず、手続としましては、これは7億7,800万円余の工事契約でございますので、手続としましては、まず、この繰越明許費で枠取りをしまして、議決を経ました後に、次の定例会、直近で言えば、11月、12月の定例会になろうかと思いますが、そこで工事請負契約の変更契約について議案としてお諮りすると。その上で変更契約を締結するといった手順になります。

○森浩二委員 さっき説明あったように、1日6,000台も通るような重要な橋でしょう。一日も早く開通させぬといかぬと思いますけれども、また12月議会まで待たなんということだよな。これは、前、議運で決めとった知事専決ででけんとかな。

○亀崎道路整備課長 9月、そういう申し合わせ事項ということで、10億を超えないものに限り、知事専決処分を行うことということでございまして、この工事も、当初、その工事で当初契約もいっております。もし私どもとして可能であれば、この変更契約についてもそういう手続をとらせていただければというふうに思っております。

○森浩二委員 なら、まあ、一日も早く開通させるためには、もう変更、知事専決でお願いしたいと思います。

○亀崎道路整備課長 専決事項として進めさせていただきますと思います。

○森浩二委員 なら、変更契約終わったら一応委員に説明というか、それをしてもらえば、専決……。

○亀崎道路整備課長 承知しました。そのとおりします。

○宮部土木部長 土木部長でございます。

今整備課長が申し上げたとおり、一日も早い完成というのを県民の皆さんが望んでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 ブロック塀の倒壊対策で、今緊急に予算をしていただいて、県が市町村に補助をするような流れだと思うんですけども、私のイメージだと、ブロック塀は、どちらかという、一人親方とか小さい方が仕事をするようなのが多いのかなと思うんですけども、そういう方は、恐らく指名願とかあんまり出すようなこともない人が多いんじゃないかなと思って。これを、ブロック塀、今から進めるに当たってどういう発注になっていくのかなと。当然大きい会社にどんと発注して、そうやって、そこでやってもらうのか、地元の小さい、そういうブロック塀を、ある意味で、ブロック塀というか、あれを専門にするような方に、仕事が行く流れになるのか。それはどうですか、イメージとして。

○松野建築課長 このブロック塀の解体の補助につきましては、市町村に話をしまして、市町村が個人にということ考えておりますので、個人からの発注になるので、そこまでの制約はなかなか——個人と請負者の契約ということになりますので。

○城下広作委員 了解です。あくまで個人に補助するから、個人が最寄りの方と契約をしていくという形になるんですね。

○松野建築課長 そうです。

○城下広作委員 了解です。わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山口裕委員 9ページ、もう一度お尋ねですが、この市町村に対する助成ということですが、この市町村に対する助成ということですが、この市町村でこの事業が行われると理解していいですか。

○松野建築課長 9月で県がしますが、それに合わせて市町村がやっているところが今4つありまして、12月ではあと10市町村ほど予定しております。さらに、それ以後、追加でお願いしたいと思っております。市町村連絡会議等で誘導していきたいと考えております。

○山口裕委員 まだ全ての自治体では行われてはいないということですね。働きかけも強めていただきたいんですけども、安全確保、ブロック塀等という表現があるんですけど、ほかに何かそういったものがあるのか。

○松野建築課長 ブロック塀というのは、通常、空洞ブロックに鉄筋を入れたりしてつくりますが、石積みとか、れんがとか、そういうもので塀がつくられているものがございまして、そういうものも含めてということでございます。

○山口裕委員 わかりました。

○高島和男委員 説明資料の32ページ、34ページの議案の26号、27号の工事請負契約の変更ということで、第二高校と盲学校、それぞれの工事で2,600万、2,400万の増額ということで変更になっておりますけれども、変更の理由は、地中障害物撤去の増工ということでございますけれども、隣接地でもございまして、よっぽど広範囲に、想定外というんですか、特殊なものが埋まっていたのか、そこいらを少し教えていただきたいと思うんですが。

○重松宮繕課長 まず、第二高校でございますが、第二高校につきましては、被災しました渡り廊下を改築しておりますが、その部分に地中障害物が出てまいりました。これにつきましては、以前渡り廊下がございましたので、それを解体した後の部分で幾らか残った部分がありまして、その部分が出てきたものでございます。

盲学校、聾学校の寄宿舎につきましても、同じ場所に寄宿舎が建っておりましたので、その部分の配管等の部分が出てきたもので、若干位置がずれたり、建物の位置が移動したりした関係でそういう障害物が出てきたというものでございます。

○高島和男委員 後段の部分はなんとなくわかるんですけども、第二高校の分は、前の渡り廊下が埋まっていたということですか。

○重松宮繕課長 前の渡り廊下の基礎で少し取り残した部分があったということです。被災した渡り廊下を一回解体いたしましたので、その解体したときの少し残が残っていたということでございます。

○高島和男委員 私も専門家ではないので詳しくはわかりませんが、それがやっぱり2,600万、2,400万というのは随分と大きな金額じゃないかと思うんですが、そこいらかがですか。

○重松宮繕課長 金額の全てがそのものではございませんで、それが主たる部分ですが、それ以外に、単価の見直し、熊本地震の影響により急激な資材単価と労務単価の急騰が起きておりますので、それに伴う最新資材等の単価への設計変更に係る特別措置というのを実施しております。それに伴う変更も今回の金額の中に含まれております。

以上でございます。

○高島和男委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 13ページの議案10号についてお尋ねしたいんですけども、建築基準法の一部改正に伴う所要の規定の整理というふうになっておりますけれども、建築基準法がどのように改正されたのかということについて、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○松野建築課長 今回の改正におきましては、建築物、市街地の安全確保の実現、空き家などの既存建築物の有効かつ活用の促進、木材活用促進のための木造建築物に係る規制の合理化、以上3点を柱としておりまして、具体的に言いますと、空き家等がふえておりますので、それを福祉施設とかに活用するために用途変更が必要になりますが、その規模を、今までは100平米までが手続が要ったんですが、それを200まで引き上げるとかということで、うまく活用できるような方向に進める。

それ以外に、仮設建築物につきましては、1年以内ということで仮設の許可が決まっておりますが、東京オリンピック等を見据えますと、1年では済まないということでございますので、1年を超えても仮設が認められるというようなこと、並びに道路に接しない建物につきましては、43条で、ただし書きということが規定されておきまして、許可を受ける必要があったんですが、一部、4メートルを超える公的機関が管理する道路等につきましては、許可ではなく、一つ緩やかになります認定ということで認めることが可能というような内容が含まれております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 ありがとうございます。

それで、私の理解なんですけれども、用途変更に伴って、その際に、耐火構造であるとか、耐火建築であるとか、基準を緩和して変更が促進されるような形でやられるというような制度変更なされているというふうに理解していますけれども、それは間違いはないですか。

○松野建築課長 確かに、そのようなことをやるのが今回含まれております。その分、安全性の確保をする方法をあわせて確立されております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 今回のその条例の制定、10号ですね。つまり、これが成立すれば、そういう規制緩和が、熊本県の用途変更とか空き家の利用促進とかに活用されるということにつながっていくわけですかね。

○松野建築課長 今回の条例改正は、法が変わったことによって、例えば、2項が3項に変わるとかということでございますので、ただ単に、その条文がずれているとか、文言が仮設建築物が仮設興行場という言葉に修正されましたので、それに合わせて条例を改正するというので、その効果自体は法がもう認めておりますので、条例とは直接的には関係ないということになります。

○山本伸裕委員 じゃあ、この条例の成立、不成立いかんにかかわらず、既に基準法の改正に伴った状況というのは、もう熊本県では適用されているということになるんですかね。

○松野建築課長 失礼しました。一部ですね、やはり条例が改正されないと適用できな

い項目があります。認定制度というのが新たにできますので、そういうものについては条例に伴っての認定になります。

○山本伸裕委員 もちろん、法の改定については、県は直接的な責任ではないんですけども、私はやっぱり、例えば、耐火構造の問題であるとか、耐火基準であるとかそういったものが規制緩和されることについては、やっぱり近年グループホームの火災とかそういったことが起こっているような状況もあるので、賛成できないという考えなんです。だから、この条項のずれとか文言の変更とかいうようなことではあるのかもしれないけれども、それに伴って、ちょっと適用が変わってくるというのであれば、ちょっと私は賛成できないというようなことを表明しておきたいというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第10号、第18号から第27号まで、第29号及び第32号から第40号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 どの議案に反対ですか。

○山本伸裕委員 第10号につきましては、挙手をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第10号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第1号外20件について採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外20件は、原案のとおり可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項1をお願いします。

熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況でございます。

今回は、平成30年6月末現在の状況でございます。

まず、県、市町村を合わせました復旧、復興事業全体の進捗状況でございますが、表の最下段の合計欄をごらんください。

全体工事費約1,870億円に対しまして、平成30年6月末までに約1,407億円を発注し、

その発注率は75.3%でございます。また、そのうち約601億円の工事が竣工し、その割合であります完了率は約32.2%でございます。

なお、全体工事費が3月末に比べまして約12億円増加しております。これは、表のすぐ下に理由を記載しておりますが、宅地耐震化推進事業におきまして追加採択があったことによるものでございます。

裏面をお願いします。

参考1は、災害復旧事業等の平成29年3月末以降の発注率と完了率の推移をグラフであらわしたものです。平成30年6月末は、前回の報告の3月末に比べまして、発注率で約5.5ポイント、完了率で約5ポイント上昇しております。

参考2は、県、市町村における災害復旧事業の進捗状況を件数ベースで取りまとめたものでございます。

件数ベースでの発注率は80.8%、完了率は52.1%となっております。

報告は以上でございますが、引き続き、進捗管理に努めまして、復旧、復興の早期完了に取り組んでまいります。

報告事項1は、以上でございます。

よろしくをお願いします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

報告事項2をお願いします。

新たな広域道路交通計画の資料でございます。

1の策定目的でございますが、本県の道路整備に係る基本的な計画である熊本県広域道路整備基本計画は、平成5年に策定しまして、平成10年に改定をしております。

本年4月の道路法等の一部を改正する法律の施行によりまして、重要物流道路制度が創設され、今後、新たな広域道路ネットワークを幅広く検討し、国土交通大臣が重要物流道路を指定した上で、機能強化や重点支援を行

うこととされました。

そのため、全国的に広域道路整備基本計画を見直しまして、新たな広域道路交通計画を策定するものでございます。

2の新たな広域道路交通計画の概要です。

図の左側にありますように、高規格幹線道路や地域高規格道路、直轄国道などから新たな広域道路ネットワーク等を幅広く検討した上で、まずは、既存道路や事業中区間の一部を国土交通大臣が重要物流道路として指定することになります。

また、図の右側でございますが、検討の視点として、広域道路ネットワークは、平常時、災害時の人流・物流確保を検討することとしております。

具体的には、その下にありますように、平常時においては、都市間ネットワーク、物流ネットワーク、観光・交流(人流)ネットワークなど、また、災害時におきましては、ネットワークの多重性、代替性、局所的なネットワークの代替性など、ネットワーク計画を策定することになります。

この新たな広域道路交通計画の策定に向け、去る9月6日に第1回熊本県幹線道路協議会を開催しており、引き続き、同協議会において検討を進めてまいります。

以上で道路整備課の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項3をごらんください。

益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の進捗状況について御報告いたします。

去る9月27日に事業計画に係る国土交通大臣認可を受け、10月5日に事業計画決定の公告を予定しているところでございます。

事業計画の公告以降は、施行地域内において建築行為等を行う場合は、土地地区画整理法に基づく許可が必要となります。

今後の予定といたしまして、10月5日と7日に権利者説明会を開催し、直ちに換地設計等に着手し、仮換地指定を目指して権利者との合意形成を図ってまいります。

なお、下段の参考をごらんいただきますと、ことし7月から進めています用地先行買収の状況を記載しております。9月20日現在で39名の方から契約いただきました。これにより、事業認可前に買収する必要があります平成29年度からの繰越予算については全て執行済みとなります。

都市計画課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○竹田河川課長 河川課です。

報告事項4をお願いします。

くまもとマイ・リバー・サポート事業の拡充について御報告いたします。

くまもとマイ・リバー・サポート事業とは、河川の美化活動の普及等を図るため、個人や団体が行う河川区域内の清掃、除草等の美化活動を支援する事業です。

これまで、美化活動に必要な軍手やごみ袋等の支給、活動者の傷害保険の加入、サインボードの設置について支援してまいりました。

しかし、参加団体数が伸び悩んでおり、良好な河川環境の形成のため、地域住民等が意欲的かつ継続的に活動に取り組めるよう、支援策の拡充を行う予定としております。

具体的な拡充策としまして、草刈り機用燃料の支給、肩かけ式草刈り機を使用できる除草サポーターの派遣、収集した草木やごみの運搬及び処分、活動報償金の支給等を考えております。

最後の活動報償金につきましては、NPOや町内会等の地元住民で組織する団体に限定する予定としております。

今後は、実施要項を、今月改正し、各広域本部、地域振興局、さらには市町村にも御協

力いただき、事業内容を広くお知らせいたしたいと思っております。

河川課からは以上です。

よろしく願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

報告事項5、熊本県住宅供給公社の清算終了について説明させていただきます。

熊本県住宅供給公社は、勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給することを目的に、地方住宅供給公社法に基づき、県の単独出資により昭和40年12月に設立され、これまで4,800戸余りの住宅、宅地を供給し、住環境の向上に大きく寄与してきました。

その後、公社の役割をほぼ達成したことから、平成28年12月定例県議会での公社解散の議決を経て、平成29年3月31日に国の認可を受け、解散いたしました。

解散後は、資産の処分、債務の弁済、清算費用の支払い等の清算業務を行ってきたところですが、平成30年7月5日に第3回清算人会を開催し、清算終了をいたしました。

残余財産については、清算業務がおおむね終了した本年3月末に、本県へ残余財産として39億円と土地3筆、建物1棟の不動産4件が分配され、7月5日に清算後の残金316万1,556円が分配されました。

その後、清算終了の閉鎖登記が行われ、国及び本県へその旨の届け出が行われたところでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○森浩二委員 河川課のマイ・リバー・サポート事業、うちの地区は、年2回、草切りよつとですよ、河川の。切ったまま置いとつと

ですよね。大水のときは流れていく。この運搬及び処分、今度頼めば集めて捨ててくれるんですか。

○竹田河川課長 できれば集めていただいたのを処分場まで持っていくことと処分をする、それをこちらのほうで負担しようと、そういうふうを考えています。

○森浩二委員 まあ、きれいにするとはいいけど、いつも気になりよったたいな、切りっぱなしだったもんだけですね。この団体登録を区ですればいいのか。

○竹田河川課長 今後、要項を改正した後に、振興局か市町村のほうを通じて皆さんに周知したいと思いますので、そこで登録をしていただければと思います。

○森浩二委員 わかりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山口裕委員 私も、マイ・リバー・サポート事業についてお尋ねですけれども、以前は保険を掛けていただいとって、実は、運営する側、例えば、区長さんであるとかそういった方は、すごく安心できる材料ではあったんですが、この保険とかは、傷害保険とかの取り扱いはどうなりますか。

○竹田河川課長 それは、従来どおり、保険についてはこちらのほうで加入するという形をとりたいと考えております。

○山口裕委員 除草サポーターの派遣ということで、ありがたいなと思うんですけれども、草を超えて雑木が結構繁茂しておるところがあって、実は、地元でチェーンソーを使う人が大分減ってきて、私のほうがチェーン

ソーを使うことができるので、一線で頑張る形になるんですけれども、そのあたりのサポートとかはできないんですか。

○竹田河川課長 そのあたりにつきましては、今後、要項改正の中で検討してまいりたいと思っております。

○城下広作委員 益城の区画整理事業のことで確認ですけれども、9月7日に都計審で、いわゆる反対する意見書が出て、何人かは、あえてそこでもう意見を述べられましたですね。10月5日に権利者説明会があるんですけれども、反対というか、意見書を出された方が、都計審以降に何かいろいろ言ってきたのかな、どうなのかなと、その辺の状況をちょっと。

○坂井都市計画課長 特にはございませんで、委員会でこういう意見が出ましたというのを紙に直接お持ちいたしまして、直接その場でお話をして、やっぱり1時間ぐらいかかるところはかかったそうで、県の考えとしてはこういうことでございます、これからも意見をずっと交わしながら、合意形成を図りながら進めていくということで、その後は、特にはございませんでした。

○城下広作委員 いつかしっかり説明をして、県の考えといいますか、そういうことを理解していただけるように頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かございませんか。

○井手順雄委員 県には関係ないかもしれん

質問ですけれども、熊本市が政令指定都市になって、道路関係の維持管理、熊本市が行っております。そういう関係上、いろんなところに段差ができたり、例えば、植樹の草が生えたり等々は、以前に比べたら大分されてないというような状況があるとですよ。もう市に言うてもなかなかしてくれない。こういうことは、どうしたらよかつたらかということ。誰かわかる方はいらっしゃいますか。

○勝又道路保全課長 わかるということではなくて、私の領域が一番近いかなと思ってお答えいたしますけれども、基本的には、住民の皆さんから、雑草が繁茂が激しいとか、段差があるので修繕していただきたいということ、やはり市のほうに申し入れをされるということが必要だと思っています。

それから、今後の話としまして、国際スポーツ大会に向けて、全体の区間ではございせんけれども、そういういわゆるおもてなしをする関係上、雑草とかそういうところを限定的に市と協力しながら除草関係をやりたいとは思っております。

○井手順雄委員 本当ですよ。例えば、側溝のふたが割れとって危ないと言うても、せんとですよ、市は。自分で側溝のふた持っていかえたり、自分ですつとよ。それとか、あと、熊本港の上がる橋台と橋脚のつけ根、もうあそこは常に下がるけんね、段差があるんですよ。もうノリが今度始まってきますけれども、ノリを積んだトラックがどんとするけん、じゃぱつとこぼれるわけだ、ノリが。汚い。そういったところも改善してくれと言うてもせんとですよ。だけん、やっぱり新港道路沿いの草木も生えまくって、横から新港道路に入るときに交差点あたりは、もう草で見えない、危ない。そういうような陳情も山ごて来るけれども、市役所に言うけれどもしてくれんとですよ。何とか県でしてよ。

○勝又道路保全課長 委員の御意見につきましては、市のほうに委員会のほうでこういう御発言があったということをお伝えしたいと思えます。

それで、県としましては、そういうことがないよう、県管理のほうにつきましては十分配慮していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○井手順雄委員 市役所のほうに、市のほうに、もうちょっとぴしゃつと管理せんですかというような意見をしてよかと思うですよ、私は。前は、言えば、明る日してもらいました。そういった県の対応がよかったんだと、今つくづく思うところでありますので、市にもう少し管理をなささいという助言とか、指導とか、そのあたりをひとつよろしくお願ひいたします。

○宮部土木部長 私のほうから市の局長のほうに伝えますので。

（「お願ひします」と呼ぶ者あり）

○城下広作委員 せっかく井手先生が言われたから、全く私も、現場を2、3日のうちに見に行かにかいかんのがあるんですよ。それは、たしか水路だと思ふ。今までは県の管理だった。今度市になったと。そして、市に言ったら、いや、それは県から正式に譲渡とか、あれを受けてないと。だから、それは県がせにかいかぬと。えらく卓球みたいに右に左にそういう話があつて、今どきになって、まだはっきり県とか市とか、受け出しとかそれができとらぬとか、それはなかるうて言うて、現場からあつて、2、3日のうちに見に行くんですけどね。そういうのがまだ存在するのかなと、そもそも。道路とか水路とか、県と市の役割が、政令市になって以降、明確に市なら市となっているけれども、いや、宙ぶらりんで、お互いがちゃんと引き渡

しができてないということはあり得るんですか。先にそれを聞いておこうと思って。

○宮部土木部長 道路につきましては、道路法の中で、政令指定都市になった場合は、もう市に移るというのが決まっておりますので、道路に関しては、ないと思っています。

河川については協議事項になっておりますので、市に引き継ぐものとしては、協議が進んだものについては引き継がれております。それ以外のものについてはまだ県が持っているという部分もありますので、河川等関係については、今何と何が引き継がれて、何が今県が管理しているというのは、もう明快にはなっているんですね、今の段階でも。だから、そこの部分をまた改めて一回熊本市と協議といいますか、確認をするということはさせていただこうと思います。

○城下広作委員 ちなみに、そこは、うちの市議が行って確認をし、それは市だろうと言ったら、市のほうは、いや、これはまだ県から正式にうちは引き継ぎしとらぬから、これは県なんですよと、そう言ってきたから、まあ、市のよくやることかなと。先ほどの井手委員と同じように、はっきりそういうことをしとかないと、意外と宙ぶらりに言われるようなことがあると、住民も我々も、どっちがどうなのかというようわからぬという形のものになりますので、よろしく願います。

○宮部土木部長 今の箇所については、また改めて教えていただいて、そこも含めてちょっと確認しますので、よろしく願います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 県有施設に係るブロック塀

の一斉調査結果というのが7月4日に出されましたですけども、これを見ると、調査施設数63施設のうち、現行法の基準に不適合なものが34施設というふうに出ているんですよ。つまり、半分以上が不適合ということなんですけれども、私の印象ではすごく多いなというふうに思うんですよ、半分以上が不適合と。何でこんなふうな状況なのかというの何か分析はされていますか。

○重松宮繕課長 宮繕課でございます。

それにつきましては、やはり老朽化したもの、特に、法制定前のものが多くございましたので、そういう結果になったということでございます。

ちなみに、補足ですが、もう既に撤去をほぼ完了しております。

○山本伸裕委員 法の改定前というようなことですかね。内訳を見ると、高さであるとか、厚さであるとか、基礎であるとか、つまり、ちゃんと法の基準を最初建てる段階で理解していれば問題ないはずだったのが、要するに、建てる段階で不適合な状況を建設していたということになるわけですよ。違いますか。

○重松宮繕課長 じゃなくて、その法が決まる以前のもの、改正前のものがございます。

○山本伸裕委員 じゃあ、ほとんど大半はそういうようなものだという理解でよろしいですか。

○重松宮繕課長 そうでございます。

○山本伸裕委員 わかりました。

いずれにしても、例えば、これは県有施設に係る調査結果なんですけれども、民間なんかも含めると、かなりやっぱり建築の段階で

現行基準に適合しているかどうかというのを審査する体制というのは非常に大事だと思うんですけども、それは民間も含めてどういうような状況になっていますか。

○松野建築課長 建築確認がある場合につきましては、塀をつくる場合、一緒に申請という形になるんですが、通常は、建物が先に申請がありまして、その段階ではまだ図面上はあらわれてない。建物が完成した後、外構にかかるというのが通例でございまして、なかなか後からつくられるものについてチェックができない状況がございまして。

○山本伸裕委員 しかし、大阪の地震で非常にやっぱり問題になったように、今後、民間の施設、ブロック塀なんかも含めて危険箇所については相当関心も高まるだろうし、改善の要望なんかも出てくると思うんですよね。そういう点では、今のチェックするルールがどうなっているのかというのは、これは国も含めてのことになると思うんですけども、ぜひ検討して、安全対策については、やっぱり万全の体制とルールをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。これは要望です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 もう1点よろしいですか。

工事単価、労務費についてお尋ねしたいんですけども、今全国的に災害でかなり単価が上がっているんじゃないかというふうに思うんですが、その資材であるとか労務単価、どういふふうに今傾向として上がってきているか、状況と今後の見通しなんかについて見解があれば教えてください。

○田尻土木技術管理課長 労務単価につきましては、国が、年に1回、10月ごろに調査い

たしまして、それが3月ごろ出まして、3月ないし4月からの単価適用となっています。過去、26年からいきますと、大体毎年4～5%ずつぐらい上がっているような状況でございます。

あと、資材単価につきましては、県のほうの単価は、主要資材については毎月調査を行いまして、翌年に反映しているような状況でございまして、主要資材につきましても、このごろは少し落ちついている状況でございます。

○山本伸裕委員 コンクリートとかはどんなですか。

○田尻土木技術管理課長 生コンにつきましても、ここ数カ月は余り単価の変動はないような状況です。

○山本伸裕委員 かなり現場では、資材が上がっている、労務単価についても高騰しているというような話を聞くんですけども、そういうふうな状況ではないというふうに見ておられますか。

○田尻土木技術管理課長 先ほど言いましたように、ちょっと労務単価については毎月調査をしておりますので、今のところ、ちょっとどういう変動があっているかというのはちょっとわかりかねるところはございます。ただ、多分今ごろ調査を行いますので、それがまたまとまりまして、来年の2月ごろに単価が出てくると思います。

○山本伸裕委員 先ほど契約変更の御説明の中で、単価の上昇があったというような御説明もあつたんですけども、ちょっとやっぱりこれからそういうことでの契約変更なんかもあり得るというふうに思っているんです。それは全国的な傾向としていかんともしがた

い面もあるかと思うんですけども、それが上昇がどういう傾向なのか、それに対して見直しが適切なのかどうかというのは、なかなかわからないんですよね。だから、ちょっとそこら辺での全体の傾向であるとか、そこら辺は、ちょっと透明性が担保できるようにぜひお願いしたいなと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

それでは、これもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長